

新発田市条例第5号

新発田市空家等の適切な管理に関する条例

新発田市空家等の適切な管理に関する条例（平成29年新発田市条例第32号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理及び活用に関し必要な事項を定めることにより、防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全し、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（当事者間における解決の原則）

第3条 空家等に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

（市の責務）

第4条 市は、特定空家等の発生を未然に防止するとともに、空家等の適切な管理及び活用促進がなされるよう、必要な施策を実施するものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等（市内に居住する者、市内に建物又は土地を有する者及び市内の事務所又は事業所に勤務する者をいう。次項において同じ。）は、地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

2 市民等は、特定空家等であると疑われる空家等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(新発田市空家等対策協議会)

第6条 法第8条第1項の規定に基づき、新発田市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(特定空家等の認定)

第7条 市長は、第5条第2項に規定する情報提供を受けた場合又は特定空家等であると疑われる空家等がある場合は、法第9条に規定する調査を行い、当該空家等が現に特定空家等であると認めるときは、特定空家等として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定をしようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴くことができる。

(代執行に関する意見聴取)

第8条 市長は、法第22条第9項又は第10項に規定する代執行を行おうとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

(緊急安全措置)

第9条 市長は、空家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するため緊急の必要があると認めるときは、これを回避するために必要な最小限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講ずるときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知(所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告)をしなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該所有者等から当該緊急安全措置に係る費用を徴収することができる。

(関係機関との連携)

第10条 市は、特定空家等による危険を回避するために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、必要な協力を要

請することができる。

(委任)

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の新発田市空家等の適切な管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第 1 1 条第 1 項の規定により認定した特定空家等については、改正後の新発田市空家等の適切な管理に関する条例第 7 条第 1 項の規定により認定した特定空家等とみなす。
- 3 施行日前に行った旧条例の規定による助言、指導、勧告、命令等の措置については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。